

平成23年8月からの入札制度の見直し等について

高松市の契約監理課扱いの工事契約案件について、8月1日以降公表分から、下記1～3のとおり見直しますので、御留意ください（これらの詳細は、[高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領](#)、[高松市総合評価落札方式試行要領](#)、[総合評価落札方式加算点算定基準](#)、[定義・基本公告](#)、[高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準](#)、個別公告等をご覧ください。）。

また、今般の「予定価格に関する情報漏えい問題」を受け、下記4のとおり、契約事務に関する外部からの不当な情報提供等の要求の記録・保存制度を創設し、8月1日から適用することとしました。あわせて御留意ください。

1 入札後審査型制限付き一般競争入札の適用範囲の拡大および総合評価簡易型Cタイプの見直し関係

(1) 入札後審査型制限付き一般競争入札の適用範囲の拡大（金額はいずれも税込み）

ア 適用範囲を次のとおり拡大します。

予定価格 3,000 万円を超える建設工事 ⇒ 予定価格 1,500 万円以上の建設工事

イ 新たに入札後審査型制限付き一般競争入札が適用される、予定価格1,500万円以上3,000万円以下の建設工事に係る契約手続の主な変更点等

| 区 分 | 現 行 (公募型指名競争入札) | 改 正 後 (入札後審査型制限付き一般競争入札) |
|-----------|--------------------|-----------------------------|
| 案件の公表方法 | 案件ごとの入札情報 | 入札公告 |
| 資格審査の方法 | 入札前審査 | 入札後審査 |
| 重複落札禁止の適用 | 適用しない | 適用する |
| 質疑回答の窓口 | 工事課 | 契約監理課 |
| 積算内訳書の提出 | 不要 | 必要 |

※ 予定価格は、引き続き事後公表とします。

(2) (1)による拡大部分に総合評価簡易型Cタイプを適用

(1)による拡大部分(予定価格 1,500 万円以上 3,000 万円以下)に、これまで公募型指名競争入札で「距離制限」を適用していた土木一式工事および建築一式工事を主たる対象とし、応札見込み数を考慮して、総合評価簡易型Cタイプを適用します。このCタイプは、現行のCタイプを廃止した上で、次の評価項目により、新たに設定します。アとイの評価項目の概要を[別紙1](#)に示します。

ア 過去2年度間における高松市発注同業種工事の工事成績評定点の平均点

| 評 価 基 準 | 配点 |
|---------------------|----|
| 参加者の工事成績平均評定点の平均値以上 | 30 |

| | |
|--|----|
| 工事成績平均評定点が65点以上、かつ、参加者の工事成績平均評定点の平均値未満 | 25 |
| 工事成績平均評定点が65点未満または高松市発注同業種工事の工事成績評定点なし | 0 |

※ それぞれの用語の定義については、[総合評価加算点算定基準](#)の5ページをご覧ください。

イ 安全管理

評価基準は、総合評価のAタイプやBタイプに適用しているものと同様です。

ウ 営業所の拠点性のうち、本社・本店・支店・営業所の有無

| 評 価 基 準 | 配 点 |
|---|-----|
| 工事予定場所の代表地点から指定距離(A)の範囲内に本社・本店あり | 25 |
| 工事予定場所の代表地点から指定距離(A)の範囲外かつ指定距離(B)の範囲内に本社・本店あり | 20 |
| 工事予定場所の代表地点から指定距離(B)の範囲外に本社・本店あり | 0 |

※ 「工事予定場所の代表地点」とは、案件ごとに市が指定する1地点をいい、「指定距離(A)」および「指定距離(B)」とは、いずれも、案件ごとに市が指定する直線距離をいいます。この場合、「指定距離(A)」は、おおむね「指定距離(B)」の3分の2です。また、「工事予定場所の代表地点」が市の支所・出張所管内にある場合において、当該管内に本社・本店があるときは、指定距離(A)の範囲内にあるものとみなします。なお、距離は市の情報処理システムを利用して測定します。

2 総合評価落札方式加算点算定基準の見直し関係(1によるCタイプの見直しを除く。)

(1) 評価項目「過去5年間における継続教育(CPD)の取得状況」関係

対象認定団体に「公益社団法人土木学会」を加えます。

(2) 評価項目「災害時の活動体制」関係

提出を求めている「緊急時の社内の連絡体制表」および「自社で保有している資機材の一覧表」の記載事項の要件について、様式を用いて分かりやすく示します。

(3) 評価項目「市内企業の活用」関係

算定基準において限定していた適用工種の範囲を撤廃しました。

(現行) 土木一式工事, 建築一式工事, 電気工事, 機械器具設置工事および水道施設工事のうち指定案件に適用

(改正後) 指定案件に適用

(4) Aタイプで評価を受けた技術者を変更する場合(*)に同等評価以上の者を当該工事に配置しないときの工事評定点の減点と違約金の徴収

* 技術者の変更は、特別な事情でやむを得ない理由(退職、病気等)以外認められません。

施工計画が履行できなかった場合と同様の措置を講ずるものとします。

3 公募型指名競争入札の適用範囲の縮小等

(1) 前記1に伴い、建設工事への適用範囲を次のとおり縮小します。

予定価格3,000万円以下 ⇒ 予定価格1,500万円未満

(2) 土木一式工事および建築一式工事に適用している距離制限（工事予定場所からの直線距離により入札参加を原則30者以内に制限するもの）に係る距離については、工事予定場所・対象営業所のそれぞれの代表地点間の距離によることとしました。

4 契約事務における不当な情報提供等の要求に対する対応等要領の制定等関係

市では、今般の「予定価格に関する情報漏えい問題」を受け、新たに「[契約事務における不当な情報提供等の要求に対する対応等要領](#)」（以下「要求対応要領」。別紙2にその概要を図式化）を定め、外部からの契約事務に係る不当な情報提供等の要求に対し、その記録・保存制度を創設し、これにより当該要求の抑止を図ることとしました（要求対応要領は契約監理課ホームページに掲載しています。）。

なお、市内部においては、これに加え、職員に対するコンプライアンス(法令遵守)についての周知および未公表の予定価格等に関する情報の管理の徹底等を図り、再発防止を図ってまいります。